餃子の王将
日本を美味しく

GYOZA OHSHO

第45回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

[日時]

2019年6月26日(水曜日)
午後1時(受付開始:正午)

[場所]

京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都 西館4階
瑞穂の間

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

2019年6月25日(火曜日)午後6時まで

CONTENTS

社会的使命・経営理念 …… 1
招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 7
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第5号議案 取締役11名選任の件
第6号議案 監査役1名選任の件
第7号議案 補欠監査役1名選任の件
[添付書類]
事業報告 …… 26
計算書類等 …… 45
監査報告書 …… 51

証券コード :9936

株式会社 王将フードサービス

社会的使命・経営理念

社会的使命

快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。
私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を使命とします。







餃子の王将
日本を美味しく

GYOZA OHSHO









GYOZA OHSHO 有楽町国際フォーラム口店

© Nacása & Partners Inc. FUTA Moriishi

経 営 理 念

お客様から「褒められる店」を創ろう!

その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、
私達に幸せをもたらし、
社会への貢献につながる原点である。

株式会社 王将フードサービス

招集ご通知

株 主 各 位

（証券コード　9936）
2019年6月5日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
株式会社 王将フードサービス
代表取締役社長　渡邊 直人

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととご拝察申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

❶日　　時　**2019年6月26日（水曜日）　午後1時（受付開始:正午）**

❷場　　所　京都市東山区粟田口華頂町1（三条けあげ）
ウェスティン都ホテル京都　西館4階　瑞穂の間
（末尾記載の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。）

❸目的事項　報告事項
1. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役の報酬等の額改定の件
第4号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第5号議案　取締役11名選任の件
第6号議案　監査役1名選任の件
第7号議案　補欠監査役1名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、本ご通知をご持参いただくと共に、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁から6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後6時までにご行使ください。

※複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、「インターネット等による議決権行使」と「議決権行使書面」が同日に到着した場合は、「インターネット等による議決権行使」を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
3. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ohsho.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
4. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ohsho.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

https://www.web54.net

スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

［ 議決権行使サイトへアクセス ］



❶「次へすすむ」をクリック

ご注意事項

○複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

○「インターネット等による議決権行使」と「議決権行使書面」が同日に到着した場合は、「インターネット等による議決権行使」を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

○インターネット等をご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

○パスワードの取扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いください。

（2）株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、議決権行使書用紙に記載のパスワードにつきましては、議決権行使サイトにアクセスいただき、新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申しあげます。

（3）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）。

（4）お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。

[ログインする]

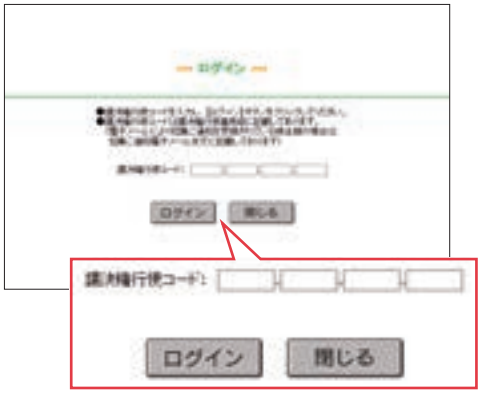

② お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し**「ログイン」**をクリック。

[パスワードの入力]



③ お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し**「次へ」**をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

［パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先］

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

(2)その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
0120-782-031（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

［機関投資家の皆様へ］

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する長期的利益還元を行うことを重要な課題のひとつと位置づけ、営業力の強化と将来の事業展開に備え内部留保の拡充を図りつつ、配当性向の水準は50%を目標として、年2回の配当を基本方針としております。この方針に基づき、当期期末配当につきましては、1株当たり60円とさせていただきたいと存じます。

❶ 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式　1株につき金60円 総額1,125,466,500円 なお、中間配当金として1株につき60円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき120円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月27日

第2号議案　定款一部変更の件

❶ 変更の理由

今後の事業拡大に備え、事業推進、ガバナンス、監督機能の強化等により今まで以上の経営体制の構築を図ることを目的に、有為な人材の登用を可能とするため、現行定款の第22条に定める取締役の員数を13名に変更するものであります。

❷ 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会 （員 数） 第22条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第４章　取締役および取締役会 （員 数） 第22条　当会社の取締役は、13名以内とする。

第3号議案　取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第41回定時株主総会の決議により年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。しかしながら、その後の経済情勢の変化、盤石な経営体制を維持するための社内外から優秀な人材の確保、業務拡大に対応した取締役の増員（第2号議案が可決された場合）等を考慮した対応に迫られております。上記の状況への対応策として、取締役の報酬等の額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）でありますが、第2号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）が、自ら行った経営判断の結果を株主の皆様と共有することで、企業価値向上と株価上昇に対する貢献意欲をより高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記の要領で割り当てたいと存じます。

本件は、第3号議案に係る取締役の報酬等の額とは趣旨が異なるため、別枠として、総額を年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、下記の定めに則り、取締役の貢献度等諸般の事由を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）でありますが、第2号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

第5号議案　取締役11名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営陣強化のため取締役1名を増員したいため、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

渡邊 直人（わたなべ なおと）（1955年8月19日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
15年		16,333株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3 月	当社入社
1984年12月	当社営業部次長
1990年 4 月	当社東京地区エリアマネージャー
2003年 1 月	当社営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長
2004年 6 月	当社取締役営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長
2005年 5 月	当社取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
2008年 6 月	当社常務取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
2011年 4 月	当社常務取締役第4営業部長
2013年12月	当社代表取締役社長
2017年 1 月	王將餐飲服務股份有限公司董事長（現任）
2017年 2 月	株式会社王将ハートフル代表取締役社長（現任）
2017年 7 月	当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

王將餐飲服務股份有限公司董事長
株式会社王将ハートフル代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

2013年12月に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し企業価値向上のための取り組みを遂行し、取締役としての職責を果たしております。この経験及び実績を今後も当社経営に活かすことができると判断したためであります。

候補者番号 2

上田 実（うえだ みのる）（1957年6月14日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	2年	再　任	896株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	日本マクドナルド株式会社入社
2003年 3 月	同　執行役員
2004年 9 月	株式会社ジー・エイチ・エフ・マネジメント 執行役員
2005年 4 月	同　常務取締役
2006年 6 月	同　専務取締役
2013年 4 月	株式会社GHFD代表取締役社長
2016年 6 月	office　UEDA代表（現任）
2016年 7 月	当社顧問
2017年 6 月	当社専務取締役
2017年 7 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長兼情報サービス部長 兼営業本部王将大学学長
2018年 7 月	当社専務取締役執行役員 経営戦略本部長兼営業本部王将大学学長（現任）

[重要な兼職の状況]
office　UEDA代表

取締役候補者の選任理由

他の外食企業における豊富な経験と実績を持ち、取締役就任後はその高い見識を活かし当社の経営戦略部門を統括するなど、当社の持続的な企業価値の向上を図るうえで必要な人材であると判断したためであります。

候補者番号 3

是枝（これえだ） 秀紀（ひでき） （1961年3月19日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	10年	再　任	13,899株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 3 月　当社入社
1999年 3 月　当社管理部副部長
2007年 6 月　当社人事部長
2009年 6 月　当社取締役人事部長
2014年 8 月　当社取締役総務部長
2015年 6 月　当社常務取締役執行役員総務部長
2016年 7 月　当社常務取締役執行役員
事業戦略本部長兼FC推進部長
兼営業企画推進部長
2017年 7 月　当社常務取締役執行役員
経営戦略本部副本部長
兼営業本部FC推進部長（現任）

取締役候補者の選任理由

当社において管理部門の要職を歴任し、当社事業及び会社経営についての豊富な知識と経験を有しており、引き続き取締役として重要事項の決定及び経営・執行に十分な役割を果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 4

木曽（きそ） 裕（ゆたか） （1973年7月23日生）

	取締役在任年数 （本定時株主総会終結時） 3年	再　任	所有する当社株式の数 1,363株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月	東京地方検察庁検事
2008年 1 月	北浜法律事務所・外国法共同事業入所
2009年 1 月	同　パートナー弁護士
2015年 6 月	当社監査役
2016年 6 月	当社常務取締役最高財務責任者
2016年 7 月	当社常務取締役執行役員 最高財務責任者 管理本部長兼総務部長 兼情報システム部長
2017年 7 月	当社常務取締役執行役員 最高財務責任者 総務本部長兼総務部長 兼営業本部海外事業部長
2018年 7 月	当社常務取締役執行役員 総務本部長兼総務部長 兼営業本部海外事業部長（現任）

取締役候補者の選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、当社の監査役を務めた経験を持つなど、企業法務や企業監査にも精通しており、引き続き取締役としての職務を十分に果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 5

門林 弘（かどばやし ひろし）（1963年1月17日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	2年	再　任	6,953株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社
2002年11月	当社第1営業部 エリアマネージャー
2014年 6 月	当社第2営業部長
2015年 6 月	当社執行役員第2営業部長
2017年 6 月	当社取締役執行役員 第2営業部長
2017年 7 月	当社取締役執行役員 営業本部第2営業部長
2018年 7 月	当社取締役執行役員 営業本部営業部統括部長兼第3営業部長 （現任）

取締役候補者の選任理由

当社入社以来営業部門に従事し、当社事業について豊富な経験、実績、見識を有しており、また営業部門を統括する立場として、引き続き取締役としての職務を十分に果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 6

戸田（とだ） 光祐（こうすけ） （1968年2月8日生）

	新　任	所有する当社株式の数 62株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 3 月	国立京都大学経済学部大学院卒業
1996年 4 月	株式会社三和総合研究所 （現　三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社
2011年 7 月	同　チーフコンサルタント
2018年10月	当社執行役員 製造本部長兼工場管理部長 兼購買部長（現任）

取締役候補者の選任理由

20数年経営コンサルタントとして、経営戦略、特に工場戦略に対する知識・経験を有しており、5年半の間、当社においてコンサルティング業務に従事しました。
その実績をもとに、当社での経営戦略及びその他重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 7

杉田 元樹（すぎた もとき）（1956年12月11日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	10年	再　任	7,432株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 2 月	当社入社
2003年 1 月	当社第2営業部副部長
2008年 4 月	当社営業本部第3営業部長 兼関西第2エリアマネージャー
2009年 6 月	当社取締役営業本部第3営業部長 兼関西第2エリアマネージャー
2011年 4 月	当社取締役第3営業部長 兼関西第2エリアマネージャー
2014年 2 月	当社取締役第3営業部長
2014年 8 月	当社取締役第1営業部長
2015年 6 月	当社取締役執行役員第1営業部長
2017年 7 月	当社取締役執行役員 営業本部第1営業部長（現任）

取締役候補者の選任理由

当社入社以来営業部門に従事し、当社事業について豊富な経験、実績、見識を有しており、引き続き取締役として重要事項の決定及び経営・執行に十分な役割を果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 8

池田 直子（いけだ なおこ）（1964年6月13日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再任	所有する当社株式の数
4年		1,089株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	安田火災海上保険株式会社（現　損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社
1999年 9 月	いけだFP社会保険労務士事務所所長
2002年 8 月	株式会社ヒューマン・プライム代表取締役
2008年 4 月	社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長（現任）
2012年 1 月	株式会社あおぞらコンサルティング代表取締役
2015年 6 月	当社取締役
2016年 6 月	当社常務取締役
2016年 7 月	当社常務取締役執行役員 管理本部副本部長兼人事部長
2017年 7 月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼情報システム部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2017年12月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼採用教育部長 兼情報システム部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2018年 7 月	当社常務取締役執行役員 人事本部長兼採用教育部長 兼営業本部ハートフル事業部長
2018年10月	当社常務取締役執行役員 人事本部長 兼営業本部ハートフル事業部長（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］
社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長

取締役候補者の選任理由

特定社会保険労務士としての専門的な知識・経験を有しており、管理部門、とりわけ人事部門の責任者として重要な業務執行の意思決定に携わってきており、引き続き取締役としての職務を十分に果たせるものと判断したためであります。

株主総会参考書類

候補者番号 9

渡邉 雅之（わたなべ まさゆき）（1970年5月2日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
5年	社外取締役候補者	603株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月	総理府（官房総務課）入府
2001年10月	アンダーソン・毛利法律事務所入所 （現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
2009年 8 月	弁護士法人三宅法律事務所入所
2011年 5 月	弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現任）
2014年 6 月	当社取締役（現任）
2016年 6 月	日特建設株式会社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人三宅法律事務所パートナー
日特建設株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、既に5年間当社の社外取締役として法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、当社経営に対する積極的な提言をいただいており、今後も引き続き適切な助言、監督を得られるものと判断したためであります。なお、同氏はこれまで社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号 10

関島 力（せきじま ちから）（1955年12月13日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
3年	社外取締役候補者	222株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月　アサヒビール株式会社入社
2005年10月　同　新潟支店長
2008年 9 月　同　大阪統括支社長
2011年 3 月　同　北海道統括本部長
2013年 1 月　同　執行役員近畿圏統括本部長
2016年 3 月　アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長（現任）
2016年 6 月　当社取締役（現任）
2017年 4 月　アサヒプロマネジメント株式会社迎賓館管理部長（現任）

[重要な兼職の状況]
アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長

社外取締役候補者の選任理由

長年にわたるアサヒビール株式会社での営業経験及び執行役員として会社経営に関与された豊富な知見をもとに、当社経営に対する積極的な提言をいただいており、今後も引き続き当社の経営に有益な助言、監督をいただけるものと判断したためであります。

候補者番号 11

野中（のなか） 泰弘（やすひろ） （1971年3月24日生）

新　任
社外取締役候補者

所有する当社株式の数
―株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月　三菱化成株式会社
（現　三菱ケミカル株式会社）入社
1999年10月　太田昭和監査法人
（現　EY新日本有限責任監査法人）入所
2005年 9 月　株式会社ケイ・サポート代表取締役（現任）
2009年12月　監査法人双研社代表社員
2016年 7 月　ひかり監査法人代表社員（現任）

[重要な兼職の状況]
株式会社ケイ・サポート代表取締役
ひかり監査法人代表社員

社外取締役候補者の選任理由

公認会計士としての専門的な知識を有し、これまで会計コンサルティング会社を経営してこられるなど、同氏が持つ豊富な経験と見識により当社の経営全般に助言、監督をいただけると判断したためであります。

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、王将フードサービス役員持株会を通じて保有する株式数を含んでおります。
3. 候補者の渡邉雅之氏、関島力氏及び野中泰弘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は渡邉雅之氏及び野中泰弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
5. 渡邉雅之氏、関島力氏及び野中泰弘氏の各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第6号議案　監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中谷健良氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

松山（まつやま） 秀樹（ひでき）　(1958年1月26日生)

	新　任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 ―株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	大阪国税局入局
2006年 7 月	東京国税局玉川税務署副署長
2008年 7 月	同　東税務署副署長
2010年 7 月	大阪国税局田辺税務署長
2017年 7 月	同　徴収部長
2018年 7 月	退官
2018年 8 月	税理士登録
2018年 8 月	松山秀樹税理士事務所代表(現任)

[重要な兼職の状況]
松山秀樹税理士事務所代表

社外監査役候補者の選任理由

税理士としての専門的な知識・経験と高い見識を活かし、当社の監査業務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山秀樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は松山秀樹氏について東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第7号議案　補欠監査役1名選任の件

2018年6月27日開催の第44回定時株主総会において補欠監査役に選任されました四方俊一氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

四方（しかた）　俊一（としかず）　（1949年8月10日生）

	補欠社外監査役候補者	所有する当社株式の数
		―株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1973年 4 月	株式会社京都銀行入行
1993年 1 月	株式会社ファルコバイオシステムズ入社
1995年12月	同　取締役
2000年 5 月	株式会社ファルコライフサイエンス 代表取締役社長
2000年12月	NPO日本食品危害研究所理事
2004年 7 月	社団法人日本衛生検査所協会顧問
2007年12月	株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役
2010年 3 月	株式会社ファルコSDホールディングス 常務取締役
2013年 6 月	同　顧問
2013年 8 月	株式会社ロマンライフ顧問

補欠社外監査役候補者の選任理由　金融機関における豊富な経験、また長年の経営全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監査を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 四方俊一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以　上

餃子の王将 日本を美味しく　GYOZA OHSHO

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

連結経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比
売上高	81,638百万円	100.0%	4.5%増加
営業利益	6,924百万円	8.5%	25.8%増加
経常利益	7,310百万円	9.0%	26.5%増加
親会社株主に帰属する当期純利益	4,189百万円	5.1%	14.7%増加

■ 全店客数前年同期比4.7%増（既存店2.1%増）…直営店実績
■ 既存店売上高対前年同期比2.3%増収…直営店実績

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益や人手不足を背景に企業の設備投資は増加を続け、賃金も緩やかに増加しており、個人消費も雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しを続けております。しかしながら消費マインドは力強さを欠き、輸出はこのところ弱含んでおり、さらに米中通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある等、先行きは予断を許さない状況にあります。

外食業界におきましては、価格引上げやキャンペーン等により客単価の上昇が続いたものの、豪雨、猛暑、台風、地震等異例続きの自然災害により客足は影響を受け、売上高の伸びが減速しております。また、人手不足や人件費、原材料価格の高騰、コンビニエンスストアを中心とした中食市場の浸透による競合の激化等、先行きは依然不透明であります。

このような状況下において当社グループは、4つの主要戦略（人材戦略、商品戦略、店舗開発戦略、販促戦略）と6つのサポート戦略（工場戦略、FC店舗戦略、海外戦略、情報共有促進・社内広報強化、財務体質の強化、組織体制の強化）から成る中期経営計画に基づき、経営理念の実現に取組んでまいりました。その主な戦略と成果については以下のとおりであります。

①積極的な人材教育投資
店舗の基本的な運営スキルを向上させるため、積極的な人材教育投資を行うこととし、社内に開設した「王将大学」及び「王将調理道場」において、社員の店舗マネジメントスキル及び調理スキルを向上させ、合宿研修でマインドの醸成を行い、店舗のQSC向上を図ってまいりました。

②生産性向上
材料費、人件費が高騰する環境下でありましたが、調理方法やシフト管理の見直し等による生産性向上のための努力と工夫を実行し、価格を据え置くための取組みを実施してまいりました。

③安定的な国産食材の供給確保と継続的な品質改良
餃子の具に使用する青森県産にんにくの生産者と緊密な連携を行うなど、上質かつ安定的な国産食材の供給を確保するとともに、餃子の皮に使用する北海道産小麦の特性を最大限引き出すため継続的な製造工程の

見直しを実施し、看板商品である餃子の継続的な品質改良を実施してまいりました。

④料理の味の向上

グランドメニューを中心により美味しさを追求して常にレシピを見直し、絶えず料理のブラッシュアップに努めております。また、季節感を取り入れた毎月の期間限定商品を開発、提供し、飽きのこない新鮮味のあるメニューの追求にも努めてまいりました。

⑤積極的な販売促進活動

従来の新聞折込チラシに加え、お客様からご好評を頂いているスタンプキャンペーンを年間通じて実施いたしました。2018年3月に開発・導入したスマートフォンアプリは、ダウンロード数が105万件を超えるなど大変ご好評をいただき、また、FMラジオ番組のスポンサーとなって情報を発信するなど、若年層にも訴求を図りました。さらに、有名タレントを起用したテレビCMへの刷新など、新規顧客獲得を図りつつ、顧客の固定化、来店頻度向上のための施策を実施してまいりました。その他にも「二人の餃子」のPVを公開するなど、積極的な販売促進活動を行ってまいりました。

⑥テイクアウト強化

テイクアウト商品の生ラーメンパックを刷新したところ、売上、販売数量ともに前年比2倍以上となるなど大変ご好評を頂き、テイクアウト商品の販売強化を図ることができました。なお、同商品は京都府久世郡久御山町のふるさと納税返礼品に選出され、注目をいただきました。今後も消費税改定後の軽減税率適用を見据え、スマホから注文できる仕組みの導入などテイクアウト強化のための施策を実施してまいります。

⑦新たな市場開拓

新たな客層の獲得を目指した新コンセプト店「GYOZA OHSHO」の6店舗目となる有楽町国際フォーラム口店を開店し、東京初出店を果たしました。今後も立地や客層に応じた柔軟な店舗作りを進めてまいります。

また、潜在的な消費者ニーズが高いデリバリーサービスについて、大都市圏での「出前館」、「Uber Eats(ウーバーイーツ)」の導入を開始し、今後対象地域の拡大を行ってまいります。

⑧CSRの強化

2011年に東日本大震災による被災地支援を目的に「野菜煮込みラーメン」の売上の一部を寄付させていただいてから、その後も継続的に被災地支援の取組みを行っております。当連結会計年度は、「野菜煮込みラーメン」1食につき30円を寄付することとし、お客様のおかげをもちまして13百万円を寄付させていただきました。また、「株式会社王将ハートフル」は障がい者雇用を積極的に実施している企業として、京都府より「京都はあとふる企業(京都府障害者雇用推進企業)」の認証を受けるなど、グループ全体でCSRの強化を図ってまいりました。なお、「株式会社王将ハートフル」は事業開始時から業務災害無事故記録を更新し続けております。

上記の取組みを始めとした活動に対し、お客様から高い評価を頂けたことが当連結会計年度においても過去最高の売上高を獲得した大きな要因であると考えております。

以上の結果、売上高は、客数が増加したこと等により、前年同期に比べて35億20百万円(4.5%)の増収で816億38百万円となりました。なお、2018年2月から14ヶ月連続で同月比過去最高売上高を更新し続けております。

営業利益は、増収となったことに加え、原価低減の取組みによる原価率の改善、生産性向上による人件費増加の抑制、水道光熱費の削減、減価償却費の減少等もあり、前年同期に比べて14億20百万円(25.8%)の増益で69億24百万円となりました。

経常利益は、上記理由等により、前年同期に比べて15億30百万円(26.5%)の増益で73億10百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失の計上等があったものの、前年同期に比べて5億36百万円(14.7%)の増益で41億89百万円となりました。

当連結会計年度の店舗展開の状況につきましては、直営8店、FC4店の新規出店、FC1店の直営への移行、直営2店、FC17店の閉鎖を行っております。これにより期末店舗数は、直営516店、FC213店となりました。

こうした中、創業50周年を節目に、当社社員に株主の皆様と同じ目線で企業価値の継続的向上を目指す感覚を持たせること及びこれまでの礎を築いてくれた社員へ感謝の気持ちを表す目的から、社員に譲渡制限付株式を付与いたしました。さらに、当連結会計年度の成果を踏まえ、決算賞与を5年ぶりに支給いたしました。今後もグループ一丸となり、全従業員がやり甲斐を感じながら働ける職場づくりを推進し業績向上に努めてまいります。

〔売上高の状況〕

区分＼期別	前期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）			当期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
直営店	509	71,873	92.0	**516**	**75,273**	**92.2**
フランチャイズ加盟店	227	6,244	8.0	**213**	**6,364**	**7.8**
合　計	736	78,117	100.0	**729**	**81,638**	**100.0**

(注1) 直営店は、直営店舗での中華料理等の販売高であり、フランチャイズ加盟店は、当社からの中華食材等の販売高であります。
(注2) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

〔地域別直営店売上状況〕

区分＼期別	前期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）			当期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
関西地区	233	35,335	49.2	**235**	**36,371**	**48.3**
(京　都　府)	(44)	(6,998)	(9.7)	**(44)**	**(7,261)**	**(9.6)**
(大　阪　府)	(113)	(15,792)	(22.0)	**(114)**	**(16,260)**	**(21.6)**
(兵　庫　県)	(37)	(5,853)	(8.1)	**(38)**	**(6,016)**	**(8.0)**
(滋　賀　県)	(15)	(2,945)	(4.1)	**(15)**	**(3,005)**	**(4.0)**
(奈　良　県)	(15)	(2,409)	(3.4)	**(15)**	**(2,469)**	**(3.3)**
(和歌山県)	(9)	(1,336)	(1.9)	**(9)**	**(1,358)**	**(1.8)**
北海道地区	18	1,948	2.7	**18**	**2,064**	**2.7**
東北地区	4	532	0.7	**5**	**575**	**0.8**
関東地区	137	18,240	25.4	**142**	**19,830**	**26.3**
甲信越地区	8	871	1.2	**8**	**878**	**1.2**
東海地区	50	7,623	10.6	**50**	**7,949**	**10.6**
北陸地区	16	1,912	2.7	**16**	**1,948**	**2.6**
中国・四国地区	17	1,912	2.7	**17**	**2,024**	**2.7**
九州地区	24	3,312	4.6	**23**	**3,409**	**4.5**
台湾	2	183	0.2	**2**	**221**	**0.3**
合　計	509	71,873	100.0	**516**	**75,273**	**100.0**

2 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は16億17百万円であり、主なものは次のとおりです。

[新設直営店舗]

124号神栖店(茨城県)、354号館林店(群馬県)、北越谷駅西口店(埼玉県)、有楽町国際フォーラム口店(東京都)、ノジマモール横須賀店(神奈川県)、城東今福店(大阪府)、プレンティ西神中央店(兵庫県)、広島袋町店(広島県)計8店舗

[改装直営店舗]

今池店(愛知県)、七条烏丸店、西大路五条店(京都府)、国道高槻店(大阪府)計4店舗

3 資金調達の状況

中長期的な資金調達基盤の安定化と効率化を図ることを目的としております。設備資金は長期借入金等により調達し、運転資金は自己資金で対応してまいりました。既存取引行に当座貸越枠360億円を設定し、手元流動性預金とあわせて、緊急的な支出にも対応可能な体制を整えております。

4 会社の経営の基本方針

当社は、『快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を使命とします。』を社会的使命とし、

『お客様から「褒められる店」を創ろう!
その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、私達に幸せをもたらし、社会への貢献につながる原点である。』

を経営理念としており、従業員の「考える」「発言する」「行動する」「反省する」という「自奮自発の精神」を尊重し、従業員の成長と自己実現を図る事により、真のお客様サービスの追求と実践を行ってまいります。

5 目標とする経営指標

当社は、原価率の適正な水準やコスト管理に注力しており、収益の基本指標である売上高営業利益率を最も重要な経営指標として採用しております。当面は、売上高営業利益率8%以上を経営の目標としており、達成できるよう注力していく方針であります。また中期的な株主還元方針として50%の配当性向を目標としております。

6 対処すべき課題

当連結会計年度は先行き不透明な経営環境の中で予想を上回る業績を達成することができましたが、今後も業績を維持し、さらなる向上を図るため、当社の課題に対処していくための戦略である中期経営計画を着実に遂行してまいります。さらに100年企業に向けて組織を横断したクロスファンクションチームによる取組みを継続し、古き良きものは残しながら新しい価値を創造するべく取組んでまいります。

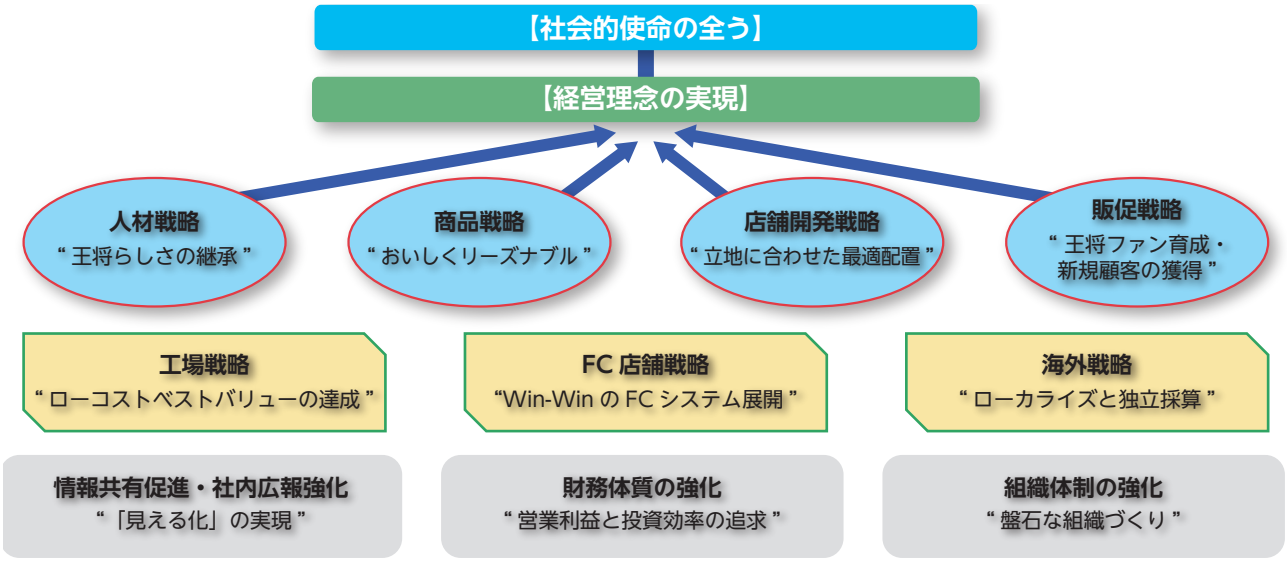

7 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

項目＼期別	第42期 (2016年3月期)	第43期 (2017年3月期)	第44期 (2018年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	75,317	75,078	78,117	**81,638**
経常利益	6,544	5,801	5,780	**7,310**
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純利益	4,068	3,839	3,652	**4,189**
1株当たり当期純利益	211円39銭	203円92銭	195円07銭	**223円62銭**
純資産	43,936	43,832	46,122	**46,872**
総資産	62,014	64,727	65,102	**63,950**
1株当たり純資産額	2,289円99銭	2,341円11銭	2,463円47銭	**2,498円83銭**
自己資本比率	70.8%	67.7%	70.8%	**73.3%**

(注) 第42期と第43期は単体ベースで記載しております。

●売上高

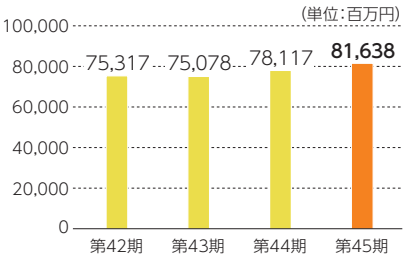

●経常利益

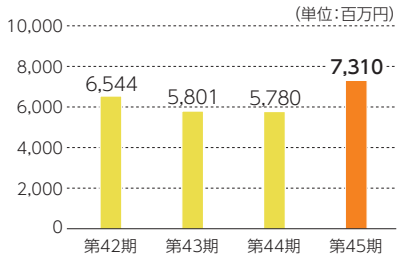

●親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純利益・1株当たり当期純利益

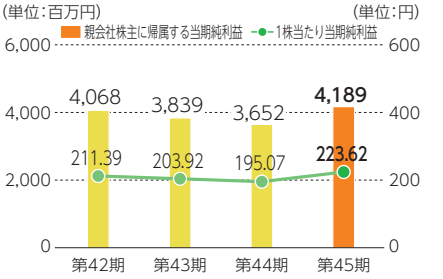

●総資産・純資産

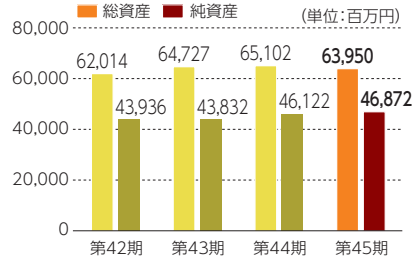

●1株当たり純資産額

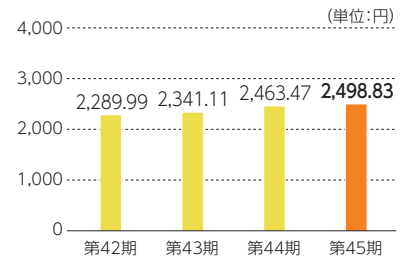

●自己資本比率

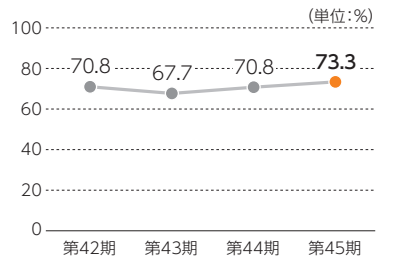

8 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
王將餐飲服務股份有限公司	288 (75百万新台湾ドル)	100%	中華料理を主体にした レストランの運営
株式会社王将ハートフル	30	100%	食材の加工、 クリーニング業務

9 主要な事業内容

事業部門	事　業　内　容
中　華　事　業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びフランチャイズ加盟店への中華食材等の販売

10 主要な営業所及び工場

本　　社	京都府京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の１
東京事務所	東京都千代田区神田須田町2丁目11番地 協友ビル3階
久御山工場	京都府久世郡久御山町田井東荒見1番地１
九　州　工　場	福岡県福岡市東区松島３丁目７番13号
札　幌　工　場	北海道札幌市手稲区新発寒６条１丁目１番46号
東松山工場	埼玉県東松山市大字新郷405番１
直　　営　　店	516店舗(うち海外２店舗)
F　　C　　店	213店舗

11 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,209名	6名増	34.4歳	9.4年

(注) 上記のほか、嘱託社員111名及びパートタイマー6,248名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

12 主要な借入先

借　入　先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	781百万円
株式会社みずほ銀行	781百万円
株式会社三菱UFJ銀行	781百万円
株式会社三井住友銀行	781百万円
株式会社滋賀銀行	682百万円

借　入　先	借入金残高
株式会社南都銀行	581百万円
株式会社りそな銀行	314百万円
株式会社関西アーバン銀行	234百万円
農林中央金庫	234百万円

(注) 株式会社関西アーバン銀行は、2019年4月1日付で株式会社関西みらい銀行に商号変更しております。

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数
90,000,000株

2 発行済株式の総数
23,286,230株
(自己株式4,528,455株を含む)

3 株主数
18,774名

4 大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
アサヒビール株式会社	2,053	10.9
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400	7.5
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.9
加藤梅子	611	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	605	3.2
加藤ひろみ	602	3.2
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	435	2.3
王将フードサービス取引先持株会	306	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	283	1.5

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式4,528千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊 直人	王將餐飲服務股份有限公司董事長 株式会社王将ハートフル代表取締役社長 営業本部長
専務取締役	上田 実	執行役員　経営戦略本部長 営業本部王将大学学長 office　UEDA代表
常務取締役	是枝 秀紀	執行役員　経営戦略本部副本部長 営業本部FC推進部長
常務取締役	木曽 裕	執行役員　総務本部長兼総務部長 営業本部海外事業部長
常務取締役	池田 直子	執行役員　人事本部長 営業本部ハートフル事業部長 社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長
取締役	門林 弘	執行役員　営業本部営業部統括部長兼第３営業部長
取締役	杉田 元樹	執行役員　営業本部第１営業部長
取締役	渡邉 雅之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 日特建設株式会社社外取締役
取締役	稲田 旭彦	稲田旭彦公認会計士事務所代表
取締役	関島 力	アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長
常勤監査役	髙橋 正哲	
監査役	中谷 健良	中谷健良税理士事務所代表
監査役	原 哲也	サンキョー株式会社監査役

(注) 1. 取締役渡邉雅之、稲田旭彦及び関島力の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役髙橋正哲、中谷健良及び原哲也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2018年6月27日開催の第44回定時株主総会において、補欠監査役として四方俊一氏が選任されております。
4. 取締役稲田旭彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中谷健良氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役渡邉雅之氏、稲田旭彦氏及び監査役原哲也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	299百万円 (24百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	21百万円 (21百万円)
合計	13名	321百万円

(注) 1. 上記以外に使用人兼務取締役に対する使用人給与(賞与含む)2名、26百万円を支給しております。
2. 取締役の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の株主総会の決議により、年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)となっております。
3. 監査役の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の株主総会の決議により、年額40百万円以内となっております。
4. 取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は、企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。
取締役及び監査役の報酬等の総額は、それぞれ株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当ては、取締役の報酬等については社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役の報酬等については監査役の協議によって決定しております。取締役の報酬等は、月額報酬と賞与から構成しております。当社の業績状況及び各取締役の職務内容・役位に応じて支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。監査役については、監査役会での協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有しておりません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　　名	区　　分	主な活動状況
渡邉雅之	取　締　役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
稲田旭彦	取　締　役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
関島　力	取　締　役	当事業年度開催の取締役会に18回中17回出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
髙橋正哲	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
中谷健良	監　査　役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
原　哲也	監　査　役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は会計監査人との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。

②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)に関する助言等についての対価を支払っております。

4 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である王將餐飲服務股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通

じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、審議しており、関係部門にて対策を実施しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に掲示し、コンプライアンス及び反社会的勢力排除の意識の醸成を図るための小冊子を作成し社員へ配布しております。その他不当要求による被害を防止する責任者として直営店長を選任し各都道府県の暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。内部通報制度として総務部総務課及び外部の弁護士が通報窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス委員会委員に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、上記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的または特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

【運用状況】

リスクマネジメント会議で策定した重点対応リスクへの対策(中期・年度計画)に基づき、主管部署を特定のうえ対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。また、リスクが発生した場合の基本対応を定めた危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等を整備しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、週に1回定期的に、または必要に応じて適時開催される経営戦略会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営戦略会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は取締役会及び経営戦略会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

【運用状況】

子会社については、現預金管理や売上管理等を親会社がモニタリングできる体制を整えており、子会社の業務の適正を確保しております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

【運用状況】

監査室は監査役会の事務局としても機能しており、監査室員の人事等は監査役と協議の上決定しております。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、経営戦略会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営戦略会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得る他、監査室からも情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。

8 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

また、当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

（組織としての対応）

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

（外部専門機関との連携）

2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

（取引を含めた一切の関係遮断）

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

（有事における民事と刑事の法的対応）

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

（裏取引や資金提供の禁止）

5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

2 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針及び社内規程を制定し、全役職員へ反社会的勢力排除の周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しており、コンプライアンス研修における反社会的

勢力排除の教育や小冊子の配布等により反社会的勢力排除に関する意識の醸成に努めております。また、直営店長を不当要求による被害を防止する責任者に選任し、暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前調査では判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないよう努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、種々の施策を実行しております。

これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

計算書類等

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第45期（2019年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**16,013**
現金及び預金	14,118
売掛金	552
商品及び製品	116
原材料	278
その他	955
貸倒引当金	△ 8
固定資産	**47,937**
有形固定資産	**36,089**
建物及び構築物	12,611
機械装置及び運搬具	2,061
工具、器具及び備品	956
土地	20,450
建設仮勘定	9
無形固定資産	**133**
ソフトウエア	106
施設利用権	26
投資その他の資産	**11,714**
投資有価証券	4,676
長期貸付金	36
退職給付に係る資産	446
繰延税金資産	2,339
差入保証金	4,175
その他	62
貸倒引当金	△ 22
資産合計	**63,950**

科　目	第45期（2019年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**13,440**
買掛金	2,074
１年内返済予定の長期借入金	3,040
未払法人税等	1,936
賞与引当金	960
その他	5,428
固定負債	**3,637**
長期借入金	2,129
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	794
その他	205
負債合計	**17,077**
純資産の部	
株主資本	**47,439**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,204**
利益剰余金	**40,809**
自己株式	**△ 10,741**
その他の包括利益累計額	**△ 567**
その他有価証券評価差額金	**2,688**
土地再評価差額金	**△ 3,286**
為替換算調整勘定	**△ 17**
退職給付に係る調整累計額	**47**
純資産合計	**46,872**
負債・純資産合計	**63,950**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	
売上高		81,638
売上原価		24,376
売上総利益		**57,261**
販売費及び一般管理費		50,337
営業利益		**6,924**
営業外収益		
受取利息及び配当金	54	
受取地代家賃	64	
受取保険金	85	
ＦＣ加盟料	96	
補助金収入	72	
その他	136	510
営業外費用		
支払利息	16	
賃貸費用	62	
現金過不足	22	
災害義援金	13	
その他	7	123
経常利益		**7,310**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	83	
減損損失	621	705
税金等調整前当期純利益		**6,606**
法人税、住民税及び事業税	2,661	
法人税等調整額	△ 244	2,417
当期純利益		**4,189**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,189**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,166	9,031	38,867	△ 10,824	45,240
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,246		△ 2,246
親会社株主に帰属する当期純利益			4,189		4,189
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分		173		85	258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	173	1,942	83	2,199
当期末残高	8,166	9,204	40,809	△ 10,741	47,439

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,108	△ 3,286	△ 3	62	882	46,122
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,246
親会社株主に帰属する当期純利益						4,189
自己株式の取得						△ 1
自己株式の処分						258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,420	—	△ 14	△ 15	△ 1,449	△ 1,449
当期変動額合計	△ 1,420	—	△ 14	△ 15	△ 1,449	749
当期末残高	2,688	△ 3,286	△ 17	47	△ 567	46,872

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第45期（2019年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**15,819**
現金及び預金	13,941
売掛金	537
商品及び製品	116
原材料	277
前払費用	528
その他	426
貸倒引当金	△ 8
固定資産	**48,112**
有形固定資産	**35,999**
建物	11,920
構築物	666
機械及び装置	2,011
車両運搬具	50
工具、器具及び備品	893
土地	20,450
建設仮勘定	7
無形固定資産	**133**
ソフトウエア	106
施設利用権	26
投資その他の資産	**11,979**
投資有価証券	4,676
関係会社株式	30
関係会社出資金	288
長期貸付金	36
長期前払費用	54
前払年金費用	377
繰延税金資産	2,360
差入保証金	4,170
その他	7
貸倒引当金	△ 22
資産合計	**63,932**

科　目	第45期（2019年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**13,425**
買掛金	2,068
１年内返済予定の長期借入金	3,040
未払金	2,568
未払費用	2,257
未払法人税等	1,936
賞与引当金	960
その他	594
固定負債	**3,633**
長期借入金	2,129
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	791
その他	205
負債合計	**17,059**
純資産の部	
株主資本	**47,469**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,204**
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	177
利益剰余金	**40,840**
利益準備金	940
その他利益剰余金	39,900
保険差益積立金	19
固定資産圧縮積立金	229
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	16,850
自己株式	**△ 10,741**
評価・換算差額等	**△ 597**
その他有価証券評価差額金	**2,688**
土地再評価差額金	**△ 3,286**
純資産合計	**46,872**
負債・純資産合計	**63,932**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	
売上高		81,416
売上原価		24,310
売上総利益		**57,105**
販売費及び一般管理費		50,156
営業利益		**6,949**
営業外収益		
受取利息及び配当金	54	
受取地代家賃	64	
受取保険金	85	
ＦＣ加盟料	96	
補助金収入	66	
その他	139	506
営業外費用		
支払利息	16	
賃貸費用	62	
現金過不足	22	
災害義援金	13	
その他	5	121
経常利益		**7,335**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	83	
減損損失	621	705
税引前当期純利益		**6,630**
法人税、住民税及び事業税	2,661	
法人税等調整額	△ 244	2,417
当期純利益		**4,213**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,166	9,026	4	9,031	940	21	235	22,800	14,876	38,873
当期変動額										
保険差益積立金の取崩						△1			1	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5	－
剰余金の配当									△2,246	△2,246
当期純利益									4,213	4,213
自己株式の取得										－
自己株式の処分			173	173						－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	173	173	－	△1	△5	－	1,974	1,966
当期末残高	8,166	9,026	177	9,204	940	19	229	22,800	16,850	40,840

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,824	45,246	4,108	△3,286	822	46,068
当期変動額						
保険差益積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,246				△2,246
当期純利益		4,213				4,213
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	85	258				258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,420	－	△1,420	△1,420
当期変動額合計	83	2,223	△1,420	－	△1,420	803
当期末残高	△10,741	47,469	2,688	△3,286	△597	46,872

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村幸彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社王将フードサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村幸彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常勤社外監査役　髙橋正哲 ㊞

社外監査役　中谷健良 ㊞

社外監査役　原　哲也 ㊞

以上

定時株主総会会場のご案内

日　時

2019年6月26日(水曜日)
午後1時(受付開始:正午)

場　所

京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間
TEL(075)771-7111





交　通　**地下鉄東西線「蹴上駅」より徒歩約2分**

○「蹴上駅」へのアクセス

・JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線に乗車
「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ
・JR線「山科駅」から地下鉄東西線に乗車
・京阪線「三条駅」から地下鉄東西線に乗車
・阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線に乗車
「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ

株式会社 王将フードサービス
https://www.ohsho.co.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT